所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、お知らせします。

令和８年１０月２８日　大津地方法務局東近江出張所　登記官　中　村　直　樹

記

１　手続番号　第１６１７－２０２６－０００２号

２　表題部所有者不明土地に係る所在事項

東近江市九居瀬町字西出１６３７番